

テレビ討論における文末表現
—「ポライトネス」の観点から—

大塚容子

Sentence-final Expressions in Discussions on a TV Program
—In Terms of Politeness Theory—

Yoko Otsuka

Abstract

People should be allowed to express their own opinions in a discussion without any hesitation. Otsuka (1999), however, showed that in Japanese, many prefaces, hedges, indirect expressions and so on are used, when objections are raised in discussion. This paper presents the sentence-final expressions in a discussion on a TV program.

To summarize, the sentence-final particles, “yo” and “ne” are often used in a discussion, though it is said that these particles tend to be seldom used in formal settings. The use of the sentence-final particles shows the Japanese concern for “politeness,” of which Brown & Levinson (1987) developed a theory.

Key words

discussion, strategy, “politeness,” sentence-final particle

はじめに

言語はコミュニケーションの道具だとは、よく言われることである。言葉によって意志の疎通を図っているのである。しかし、実際に言葉によって伝えられるものは、話し手が聞き手に伝えたい命題内容そのものだけではない。大塚（1999）で示したように、討論という意見を述べるような場面においてさえ、日本語では命題内容だけが述べられているのではない。命題内容の伝達という点から見れば、不必要だと思われる前置き表現が多数使われている。この前置き表現は、「ポライトネス」の現われ、つまり、いかに相手の「面子」を損なわないようにするかという、話し手の聞き手に対する配慮だと考えられる。

本稿では、文頭ではなく、文末表現に焦点をおく。テレビ討論番組で用いられた様々な文

文末表現を「ポライトネス」の観点から考察する。まず、「ポライトネス」理論と、「ポライトネス」の観点から文末表現を分析した小山(1998)を紹介する。次に、終助詞「よ」、「ね」の用法について述べ、テレビ討論番組で用いられた文末表現を提示する。最後に、討論における文末表現の機能について考察する。尚、日本語の討論では、本田(1997)が指摘しているように、前置き表現、文末表現、間接表現等を含めて、種々の婉曲表現が使用されるということを前提に議論をすすめる。

1. ストラテジーとしての「ポライトネス」

ここでいう「ポライトネス」とは、日本語の丁寧表現や敬語のように、話し手と聞き手との上下関係によって、語形に変化が見られるような言語現象のことだけではなく、円満な人間関係を維持するための言語行動上のストラテジーのことである。例えば、目上の人からのパーティーの誘いを断ろうとする時に、直接「行けない」と言うのではなく、自分の置かれている状況を述べることによって、暗に断りをほのめかすという方法をとることがある。これは、相手との関係を気まずいものにしないようにするための、コミュニケーション上のストラテジーだと考えられる。

「ポライトネス」をストラテジーとして捉えて、その理論を展開したのが、Brown & Levinson (1987) である。理論を展開するに当たり、彼らはまず“Face”(面子)という概念を導入している。彼らのいう「面子」とは、人間一人一人が主張したい社会的な自己イメージのことで、“Negative Face”(消極的面子)と“Positive Face”(積極的面子)という二つの面がある。「消極的面子」とは、他人の行動に邪魔されたくないという願望、「積極的面子」とは人からよく思われたいという願望のことである。そして、これらの面子を傷つける恐れのある行動を“face-threatening acts”(面子威嚇行動、以下FTAと略記)と呼ぶ。何らかの理由でFTAを行わなければならない場合、それに対処する方法が五つあるという。まず一つは、直接FTAを行うことである。二つ目は相手の積極的面子を斟酌した方法をとること(これを積極的配慮と呼ぶ)、三つ目は相手の消極的面子を斟酌した方法をとること(これを消極的配慮と呼ぶ)である。もう一つは比喩や皮肉を使って間接的に表現すること、そして、最後はFTAそのものを行わないという方法である。

大塚(前掲書)の観察によると、日本語のテレビ討論番組では、話し手の聞き手に対する積極的配慮や消極的配慮を表わす前置き表現が巧みに使用されている。賛成意見を述べる時には積極的配慮を表わす前置き表現が、反対意見を述べる時には積極的配慮を表わしつつ、消極的面子を傷つけることのないよう配慮された前置き表現が使用されている。

2. 「ポライトネス」と文末表現

小山(1998)は文末表現を「ポライトネス」の観点から分析している。従来、「ポライト

ネス」というと聞き手への配慮のみに注意が向けられていたが、小山では聞き手の「面子」だけではなく、話し手自身の「面子」への配慮をも含めた形で「ポライトネス」を捉えている。そして、終助詞をはじめとする文末表現は話し手が「ポライトネス」に配慮していることの現われであるという。つまり、終助詞「ね」は聞き手の「面子」重視の表現、終助詞「よ」は話し手の「面子」重視の表現であると考えられるわけである。そして、伝聞のモダリティを表わす「そうです」などの間接形¹⁴は、「ポライトネス」のストラテジーとして、直接形の代替形として用いられることがあるとする。さらに、このことと関連して、終助詞的に用いられる接続助詞「から」、「けど」は広義の間接形として分析している。文法上では、このような文は後件が省略されたものとみなされている。後件の省略は、後件を述べるのがFTAになると話し手が意識している場合、FTAを回避するための手段だと解釈するのである。

文末表現の使用には多様性が見られるが、本稿では生起頻度の高い終助詞「よ」、「ね」を中心に考察する。

3. 終助詞「よ」、「ね」の具体的用法

具体例を提示する前に、終助詞「よ」、「ね」の用法をまとめておく。話し手と聞き手との情報という点から、これらの終助詞を研究したものに、神尾（1990）、益岡（1991）、メイナード（1993）等がある。ここでは情報と表現効果の両面から考察した、大曾（1986）を示す。

大曾（前掲書）は、「ね」、「よ」が使われる前提条件として、各々「話し手と聞き手の情報、判断の一致」（同、p.93）と、「話し手と聞き手の情報、判断の食い違い」（同、p.93）を挙げている。そして、以下のような具体的用法を示している。

（1）「よ」の用法

- a. 相手が自分と違う判断をくだしているを知って、それに反論する
- b. 聞き手が忘れていたようなことを指摘し、思い出させる
- c. 聞き手が気がついていないこと、知らないことを伝える

（2）「ね」の用法

- a. 聞き手に確認を求める（上昇イントネーションを伴って）
- b. 聞き手に同意を求める（下降イントネーションを伴って）
- c. 聞き手に同意を示す
- d. 聞き手の領域に属するものについてコメントをする

4. 討論場面における文末表現の使用

データは、1998年8月9日に放映されたテレビ番組「サンデープロジェクト」（テレビ朝日）の討論場面（約50分）を文字化したものである。参加者は司会者1名、与党議員3名、野党

議員4名，討論内容は小渕総理の所信表明演説についてである。意見を求める時，確認を求める時，質問に答える時，発言する時に分類して，各々の状況で用いられる文末表現を，「よ」，「ね」⁽²⁾を中心に考察する。

4.1. 意見を求める時

討論場面で意見を求めるのは通常，司会者の役割である。司会者は，(3)～(5)の各々の最終発話を示すように，「か」付き疑問文を用いて意見を求めている。しかし，意見を求める前に，議論の前提となる知識を確認する作業を行っている。知識確認のための発話において，「ね」が使われる場合がある。(2a)の用法であると考えられるが，この場合，出席者だけでなく，視聴者も含めて，情報を共有することが目的であるので，聞き手に対して直接返答を求めてはいない。

(3) 司会者：Cさん⁽³⁾。今の議論にもあったように，野党はだいたいね，公共投資はもう要らないと。こんなものは減らせと，その代わりに減税しなさいと。こういうことすね。

Cさん，どうですか。

(4) 司会者：(前略)この減税について，一体どうなのかということ野党の皆さんに聞きたいんですが，6兆円超の恒久減税というのは，ええ，J党が出した6兆円よりも多いわけすね。7兆円(. . .)⁽⁴⁾。J党の(を)⁽⁵⁾パクつとばくっちゃって，さらに1兆円足しちゃった。

どうですか。

(5) 司会者：はい，もう一つ聞きたい。その，え，小渕さんは，この，6兆円の減税すね，これに対して，この恒久減税に対して課税最低限は下げない。こう言ってますね。

Bさん。

与党B：はい。

司会者：課税最低限，下げなくていいんですか。

(5)ではB氏への呼びかけが挿入されている。B氏の「はい」は呼びかけに対するものである。

上記の3例は，ある特定の人に意見を求める前に，それまでの議論のまとめをして，話し手と聞き手との間で共有されている知識を確認する働きをしている。司会者は議論の進行を司る仕事をするのであるから，以下に示すように「 ϕ 」⁽⁶⁾を選択することもできる。

(4)'6兆円超の恒久減税というのは，ええ，J党が出した6兆円よりも多いわけす。

疑問文ではなく，次のように，「かな」という終助詞を使って，意見を求めている例もある。

(6) 司会者：(前略)それが一番の負けた原因すよ。うん。だから，なに，もう少し

ぱしっと、言ってくれないかな。

この場合、「ぱしっと」という副詞からわかるように、司会者ははっきりとした発言を求めている。それを直接要求するのではなく、独り言のように述べている。

4.2. 確認を求める時

司会者が出席者に確認を求めようとする時、「ね」が用いられている。(2 a)の用法である。

(7) 司会者：Eさんは当選2回だそうです。

野党E：はい。

司会者：そうすると、細川さんの演説から聞いているわけですね。

野党E：そうですね⁽⁷⁾。

この場合、当選2回という情報から話し手が導き出した結論が正しいか否かを確認するものである。次のように「か」疑問文も可能である。この問題に関しては、5節で検討する。

(7)' そうすると、細川さんの演説から聞いているわけですか。

(8) 司会者：あのね、ちょっと失礼ですが、Gさん、ここに出ていらっしゃるってことは、当然そういうことはちゃんと詳しく知ってらっしゃるんですね。

野党G：ええ。

これは文頭の「ちょっと失礼ですが」という前置き表現により、FTAを行う可能性があることを予告している。事実、この質問は聞き手の「面子」を脅かすものである。

(7), (8)における情報は聞き手に関する事柄である。このような場合、話し手はそれを「 ϕ 」で提示できない。ここでの「ね」の使用は必須である⁽⁸⁾。

(9) 与党B：将来は、そういう税構造全般のですね、見直してというのは絶対必要ですね、日本は。

司会者：だってヨーロッパ型にするにしてもアメリカ型にするにしてもね、課税最低限は下げなきゃいけないですね。

与党A：その点でですね。

<中略>

与党B：そうです。

この司会者の質問はB氏に向けられたものである。B氏が課税最低限を下げる必要があるという意見をもっていることが、B氏の直前の発言によりほのめかされている。「ね」を用いることによって、話し手が聞き手の含意を正しく理解しているか否かを確認している。

4.3. 質問に答える時

簡単に質問に答える場合の文末表現は、「 ϕ 」、「よ」、「ね」、様々である。

(10) <小淵氏の所信表明演説に対する評価を求められて>

司会者：Aさん、この、小淵さんの何点。

与党A：え、ええ、ま、80点から90点。

(11) 与党A：50%越えるんですか。

野党E：50%は越させるべきではないと思います。

ここに示したような単純な質問に答える場合には、「 ϕ 」が比較的多く用いられている。

(12) 司会者：時代後れって何ですか。

野党E：要するに、車の走らない道路や、釣り堀になってる港ですよ。(後略)

(12) では「よ」が使われている。

(13) 司会者：(小渕氏の所信表明演説は)何点ぐらい。

野党E：ううん。まあ、30点から40点とか、そんなものですね。

司会者：何で、そんな低いの。

野党E：あの、哲学というかですね、あのう、全体としてどういうふうに受け止めているのか、だから全体としてこういう方向に行きたいんだというものが伝わってこないですね。

(13) では「ね」が用いられている。ここでのE氏の発話は、聞き手(この場合、司会者ではなく与党議員)にとって不利な情報だと考えられる。

4.4. 発言する時

発言内容ごとに提示する。

4.4.1. 意見を述べる時

(14) <野党は公共投資を減らして、その代わりに減税するほうがよいと主張している。その主張に対する意見を求められて>

与党C：あのね、公共事業ってものは何かっていうことをもう一回洗い直す必要があると思うんですね。その、要らない道路とかですね、要らない公園とか、要らない箱物はもちろん要らないと思うんですけれども、例えば、下水道なんかとってみると、東京の23区でも、100%になったのは平成7年なんですね。その、そういうことも考えて、必要なものは残していく、その配分がやっぱりこれまで、省庁毎にこう、硬直化していたものを、直すってことは大切だと思います。それともう一つ大切なことは、日本の社会がね、今、そのう、日本経済全体が疲弊した時に、地域までお金を流すシステムを二つしかもってないんですよ。減税と公共っていう。ですから、やっぱり、第3番目のパイプが何なのかということこれから、考えていく。そういうことによって、公共事業の割合っていうものは、私、減ってくることができると思うんです。減税については、与野党はほとんど、ポリューム的には違いがないんじゃないかと、今、そんな気がいたします。

ここでは、(1c)の用法の「よ」、「ね」、「 ϕ 」が混在している。

(15) 司会者：僕は、あのう、H党が負けたのは、銀行に、はっきり言って、あのう、絡んでるんじゃないですよ。やっぱり負けたのは、はっきりね、野党が減税減税って言って、で、自民党が減税にのろうとした。のろうとしたが、腹が、腰が据わってないんで、やるのかやらないのか訳が分からなくなっちゃったんだよ。それが一番の負けた原因ですよ。

(16) 野党F：なぜ、ころっと変わったのか、だって財政再建、待ったなしだって言ったんですよ。財政赤字はね、一刻の猶予も許せないところまでふくらんじゃってるから、私どもは財革法を執行するし、恒久減税できないって言ってたんですよ。

(15), (16) の文末表現は「 ϕ 」と「よ」である。

条件文の後件が省略されている場合もある。

(17) 野党E：(前略)我々はそういう思想から減税を言っているわけですが、6兆円の恒久的な減税といっても、いや、違うんだと、彼らは立場が違うんだという側ならば、その立場の違いは何なのかということをお訴えなければ。

(18) 野党F：説明しなきゃ。理由を。だって、財政赤字、待ったなしなら、そんなことしちゃいけないですよ。待ったなしでもう縮減だ、縮減だって説明してきたんだから、そんなことやっちゃいけないはずなの。いつからね、財政赤字の削減に余裕が出たんですよ。そういう説明をしてくれなきゃ。

上記2例は、「いけない」とか「だめだ」という後件が省略されている。この省略部分は聞き手には了解可能である。

4.4.2. 同意を表明する時

(19) <野党D氏の公共事業の中身を吟味すべきだという意見に対して>

与党A：それでね、あのう、ちょうど10年ぐらい前の議論をね、思い出しました。あの時は四百何十兆の公共事業をやらなきゃいかんと、日本は、そのう、基本的な国作りがまだできてないから、もういっせいにそうでしたよ。あの時は円高もありましたからね。なぜもっとやらない。それが今、今度逆に公共事業はみんなおかしいと言いだした。これは極端なんですよ。ですから、私はね、先程Dさん、Dさん言われたように、やっぱり中身を吟味して、21世紀のために必要なものはやっぱり、やるべき時はやらなきゃいけない。しかも、それが、あのう、景気対策になるのであれば、これはもう自信をもって進める。中身なんですから。

D氏と同意見であることを述べる文では「 ϕ 」である。同意見であることを説明する文においては「よ」が用いられている。

(20) <野党F氏の定額の特別減税はやるべきではなかったという発言に対して>

与党C：Kさん、まさにこれはFさんのおっしゃってるとおりなんですよ。(.)
さんも私もそのやり方に反対したんですよ。なぜ反対したのかといえば簡
単で、定額方式でやるのがですね、税務当局が一番簡単だったんですよ。

ここでも「よ」が用いられている。

次の例では「 ϕ 」が用いられている。

(21) 与党A：50%越えるんですか。

野党E：50%は越させるべきではないと思います。

与党A：そこ、その点ではH党と同じです。

4.4.3. 反対意見を述べる時

まず、「 ϕ 」を用いる例を示す。

(22) <小淵氏の所信表明演説は統合性がなくて評価できないという、司会者の意見に対
して>

与党A：いや、まず最初に申しますとね、非常に具体的にもの言っておられる。
具体的に言っておられるから、我々は議論しやすい。例えば、減税でも6
兆円であるとね、それから補正予算でも10兆円であるとか、財革法を凍結
するとか、だから、ま、こういう議論になるわけで、その点はやっぱり評
価していただきたい。それから、(後略)

次の2例は混在型である。

(23) <消費税を上げるべきだという、出席者の大多数の意見に対して>

野党G：私たちはあくまでも消費税は廃止すべきだと考えているんですね。今度の
選挙では、当面景気対策として3%に戻すということを提案したんですが、
こういう考えはですね、税制というのはいわゆる直接税中心ですね。累進
があるんですけども、これはね、やはり私はあのう、いいものだと思っ
ているんですよ。これは、あのう、どちらかという間接税、消費税上げ
るよりもね、直接税中心のほうが私たちは民主的だと考えています。です
から、その考え方にたって、消費税は廃止すべきだと思います。今すぐ
はできませんが。

(24) <公共投資は減らしたほうがよいという野党の意見に対して>

野党D：10兆円の問題は、これは現在の景気対策ですから、私はその中身次第だ
と思うんですね。だから、中身が今まで通りの、その、公共事業中心のこ
とでは具合が悪いけれども、やっぱり、もう少し、将来に、それから結びつ
くような、新しい、その、雇用を生み出すとか、だから、新しいことに結
びつく内容のものなら、私はある程度やってもいいと、そこは。

反対意見を述べる時には文末表現に工夫が見られる。次の2例は、司会者から反論を求め

られた、最も若年者の発言である。

(25) 司会者：はい、反論があったら、

与党C：法人税も多くしてっただけですね、その、今、活力がなくなって、日本の企業が（日本を）出てくってことで、この、法人税を下げようといってるんですけども、間接税を全部下げてしまったら、社会は、成り立たなくなるんじゃないですかね。

ここでの主張は間接税を全部下げたら社会は成り立たなくなるから、そのようなことをしてはいけないということである。しかし、それを直接主張せず、疑問の形で提示し、相手に選択の余地を与え、さらに、「ね」を付加している。

(26) 司会者：はっきり言ってください。

与党C：（前略）I党がおっしゃってるように、防衛費、ゼロに、例えばしますね。それでも5兆円しかないわけですね。え、例えば、じゃ、もうODAも全部やめちゃおう、1兆2、3千億、それでも、医療費の、全体のボリューム足りない。じゃ、きっとですね、保険料でも上げられることを考えてらっしゃる話だと思うんですけどね。

「ね」のほかに、最後の文では、終助詞的「けど」が用いられている。後件は「それでも医療費は不足するから、その方法はよくない」ということであろう。

5. 考 察

テレビ討論番組で用いられた文末表現を終助詞「よ」、「ね」を中心に観察してきた。益岡(1991)は、終助詞「よ」、「ね」の使用頻度は丁寧体による対話の場合よりも普通体の場合のほうが高いとし、丁寧体で終助詞が使われるのは「聞き手の知識のあり方に対する配慮がなされる場合である」(p.105)と述べている。本稿で扱ったテレビ討論番組は、もちろん普通体の発話も見られるが、基本的には丁寧体による発話が求められる場面である。このような場面において、終助詞を伴わない発話も存在したが、それと同時に「よ」、「ね」を伴った発話も数多く観察された。本節では、ストラテジーとしての「ポライトネス」の観点から、その使用に潜む話し手の心理について考えてみたい。

まず、意見を求める前の前提確認の場合についてである。4.1.で述べたように、前提確認は聞き手に対してだけでなく、視聴者に対しても有効なものだと考えれば、「 ϕ 」で述べることもできる。しかし、「 ϕ 」を選択すると、司会者自身の発言であるような印象を与える。司会者のここでの務めは、それまでの発言者の意見をまとめ、討論を先に進めることである。司会者の発話は、司会者自身の発言ではなく、出席者の代弁者としての発言でなければならない。従って、それまでの発言者に対する「面子」を重視した発話が求められる。小山（前掲書）の指摘するように、その現われが「ね」なのである。

司会者が出席者に対して確認を求める場合も同様である。その内容によって「か」疑問文も可能である。しかし、一般的にいて、確認を求める内容は、発言内容に関するものであるので、発言者（聞き手）の「面子」を斟酌すれば、「ね」を使用するほうが安全であろう。

(8) を例に取ってみてみる。(8) では、まず、前置き表現を用いて、FTA を行う可能性があることを予告する。確認内容は、聞き手に関する事柄であり、かつ、聞き手の「面子」を脅かす恐れのある事柄である。「ね」が聞き手に対する「ポライトネス」の表われだとなれば、この「ね」の使用は当然である。(8) は発話内容を前後から包み込むような形で、「ポライトネス」が表わされていることになる。

確認内容が聞き手に関する情報である場合、文末表現の選択によって「ポライトネス」に違いが見られる。

(27) <申込書を見ながらの発話>

- a. 昭和3年生まれなんですか。
- b. 昭和3年生まれなんですね。

(28) a. 細川さんの演説から聞いてるんですか。
b. 細川さんの演説から聞いてるんですね。

(29) a. 税制についてよくご存じなんですか。
b. 税制についてよくご存じなんですね。

(30) a. この前の発言は嘘だったんですか。
b. この前の発言は嘘だったんですね。

(27b) は、確認行為を行うことは聞き手に対して FTA を行う可能性があることを配慮した表現である。生年の確認は相手の人格を傷つけるほどの FTA にはならない事柄であるので、(27a) の疑問文も可能である。しかし、(27b) のほうが丁寧さが感じられる。(28) も同様である。一方、(30) は発言内容そのものがすでに FTA であることが明白である。このような場合、(30b) のように、聞き手に対する配慮を示すことは逆の効果を生み出し、脅迫行為にもなる。かといって、(30a) のように質問すると、反対に話し手自身の「面子」が脅かされることになるかもしれない。要するに、このような FTA は行わないのが安全である。(29) は、相手の知識を問うものなので、危険な領域である。

4.3. に示したように、質問に短く答える場合には、聞き手に対する配慮は必要とされないもので、「 ϕ 」が多い。ただし、(13) のように聞き手（与党議員）に不利益をもたらす情報の場合には、聞き手の「面子」を配慮して「ね」が使われている。

あるまじった内容を述べる場合には、様々な形式が使われている。同意を表明する場合は、少なくとも賛同者が一人いることがわかっているので、自分の主張を述べることに危険はない。このような場面で「よ」の使用頻度が高くなるのは、話し手自身の「面子」を重視した結果と言えるだろう。

ここで、意見を述べる時と、反対意見を述べる時に用いられた文末表現と、その発話内容との関係についてみてみる。発話内容をまとめて、含意と共に示す。

(31) 「 ϕ 」使用

- a. 硬直化していたものを直すことが大切だと思う。
- b. 工夫次第で公共事業の割合は減らすことができると思う。
- c. 小淵氏は具体的にものを言っている（から、いい）。
- d. 我々は議論しやすい。
- e. 私たちは直接税のほうが民主的だと考えているから、間接税の消費税は廃止すべきだと思う。

(32) 「よ」使用

- a. 地域までお金を流すシステムを二つしかもっていない。
- b. 皆さんに絡んでいるのではない、（事実が言いたいだけだ）。
- b. 何をしたらよいかわからなくなったのが、自民党が負けた一番の原因である。
- c. （自民党は）財政再建は待ったなしだと言った。
- d. （自民党は）恒久減税はできないと言った。
- e. （自民党の言うように）財政再建が待ったなしの状況であれば、（自民党は）減税をするべきではなかった。
- f. ある時から、財政赤字の削減に余裕が出てきた。
- g. 私たちは直接税中心はいいものだと思っている。

(33) 「ね」使用

- a. 公共事業は何かということをし直し必要があると思う。
- b. 東京23区の下水道が100%完備されたのは平成7年である。
- c. 私たちは消費税は廃止すべきだと考えている。
- d. 防衛費をゼロにしても、5兆円のお金しか捻出できない。
- e. 10兆円の補正予算の善し悪しは、（額の問題ではなく）その使い方次第だと思う。

(34) 間接表現使用

- a. 間接税を全部下げたら、社会は成り立たなくなる。
- b. 保険料を上げても医療費は不足する（から、防衛費をゼロにするというやり方ではだめだ）。

「ね」と間接表現が用いられた発話内容は、(33 b)を除いて、相手の主張の問題点を直接指摘するものである。一方、「よ」が用いられた発話は、(32 g)を除いて、客観的事実、過去の出来事である。「 ϕ 」は、未来に関する事柄か、話し手にとって不利益にはならない事柄である。このことから、意見を述べる時の終助詞の使い分けは、話し手と聞き手との間の知

識の共有度の違いによってなされるのではなく、その発話が相手にどのぐらいの打撃を与えるかという話し手の意識によってなされていると言えそうである。つまり、その発話がFTAになると話し手が意識した場合、意識していることを「ね」によって表わすのである。逆に言えば、「ね」を付加することによって、聞き手の「面子」を脅かす行為を緩和しようとするのである。間接表現の使用も同じようにみなすことができるだろう。

話し手が聞き手の「面子」を侵害しないと認識した情報、あるいは話し手がその発言に対して責任をもつことができると認識した情報に対しては、「よ」を付加する。そうすることによって、話し手自身の「面子」を保持するのである。

おわりに

大塚（前掲書）ではテレビ討論における前置き表現を、本稿では文末表現を「ポライトネス」の観点から分析した。これらの分析によって明らかになったことは、日本語では発話内容がいつもそのままの形で提示されるのではなく、それを「聞き手への配慮」というオブラートで包んで提示する方法があるということである。一方、日本語には聞き手への配慮だけではなく、話し手自身の「面子」を明示する言語手段もある。話し手は、聞き手の「面子」と話し手自身の「面子」との均衡を保ちながら、討論に参加しているようである。

終助詞「よ」、「ね」の使用には個人差がある。日常会話では、「よ」を使い過ぎると押しつけがましいという印象を相手に与えかねない。また、「ね」の使い過ぎも子供っぽいという感じを与えることがある。その感じ方にも個人差があるだろう。個人差をどのように捉えるか、また、本稿で取り上げなかった文末表現（「でしょ」、「よね」等）の扱いは今後の課題としたい。

注

- (1) 「直接形」、「間接形」というのは神尾（1990）の概念である。「直接形」とは、「確定的な断言の形を取る文形」(同, p.16) のことであり、「間接形」とは「断言を避けた不確定な文形」(同, p.16) のことである。終助詞「よ」、「ね」はいずれの文形にも付加され得る。
- (2) 「ね」は文中にも用いられる。本稿で考察の対象とするのは、文末用法のみである。
- (3) 本稿の目的は誰がどんな発言を行ったかではなく、その表現方法に主眼点があるので、実名は避けることにする。与党議員はA, B, C氏、野党議員はD, E, F, G氏とする。党名はH, I, J党とする。
- (4) (. . .) は聞き取り不能であることを表わす。
- (5) () 内の語句は筆者が補ったものである。
- (6) 終助詞が付加されない形式を音形のない述べたての終助詞が存在すると仮定して、「 ϕ 」で表わすことにする。

テレビ討論における文末表現—「ポライトネス」の観点から—

- (7) 野党E氏の「そうですね」という発話は考えながらなされている。この場合、司会者の質問に対して「ね」のない形—「そうです」で返答することも可能である。この観察により、司会者の「～～わけですね」の「ね」は確認用法と解釈し、野党E氏の「ね」は発話をやわらげる働きをもつものと解釈する。
- (8) 神尾（1990）は終助詞「ね」には必須の「ね」と任意的な「ね」があるとする。必須の「ね」の機能は次のようである。

「ね」の機能：「ね」は、現在の発話内容に関して、話し手の持っている情報と聞き手の持っている情報とが同一であることを示す必須の標識である。（同、p.62）

参考文献

- 大曾美恵子（1986）「誤用分析1『今日はいい天気ですね。』—『はい、そうです。』」『日本語学』第5巻第9号 明治書院 pp.91-94
- 大塚 容子（1999）「テレビ討論における前置き表現—「ポライトネス」の観点から—」『岐阜聖徳学園大学紀要』第37集 pp.117-131
- 神尾 昭雄（1990）『情報のなわ張り理論—言語の機能的分析—』大修館書店
- 小山 哲春（1998）「ポライトネスのストラテジーとしての日本語文末表現」第2回社会言語科学会研究大会予稿集 pp. 5-10
- 本田 厚子（1997）「日本のテレビ討論にみられる討論の分析—儀礼拘束としての緩和マーカー—」日本語学会 第116回大会予稿集 pp.246-249
- 益岡 隆志（1991）『モダリティの文法』くろしお出版
- メイナード, 泉子・K（1993）『会話分析』くろしお出版
- Brown, Penelope and Levinson, Stephen C. (1987(1978)) *Politeness: Some Universals in Language Usage* (reissued). Cambridge: Cambridge University Press.